滋賀県大津市（中核市）　一時生活支援事業

１市の概要（H30年度）

人口	342,088 人
保護率	1.18 %

２支援状況調査（H30年度）

新規相談受付件数人口１０万人当たり(件)	一月当たり	12.8
プラン作成件数人口１０万人当たり(件)	一月当たり	3.7
就労支援対象者数人口１０万人当たり(件)	一月当たり	2.5
就労・増収率(%)		84.6

３実施方法について

実施方法	単年契約・プロポーザル契約・委託
事業費	１３，８８５千円（平成30年度）
理由（委託）	○事業利用が想定される方には、住宅喪失状態や喪失が目前に迫っている場合のみならず、生活困窮の多様で複合的な問題を抱えている場合が多い。そのため、住宅を喪失した方に対して緊急一時宿泊所を提供すると共に、生活困窮者を対象とした総合相談支援を行うことができる実績とノウハウを有する法人に委託することが効果的と考えられる。
事業概要	○借上型シェルター５戸。 ○自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に実施し、一人ひとりの特性やニーズをふまえた伴走型支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却をはかっている。 ○一時生活支援事業においては、賃貸住宅５室を借上げ、シェルターとして利用者に提供。
その他特記事項	○自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に委託しており、毎月支援調整会議を実施することで、事業を受託している法人と市役所担当課（生活福祉課）がケースの情報を共有できるようにしている。

４事業実績（H30年度）

利用者	生活保護	その他
18	13	5

※前年度継続・次年度への繰越を含む利用者総数

移住場所の推移

	シェルター⇒居宅	救護施設⇒シェルター⇒居宅
野宿・路上	1	1
車上生活	1	−
住居喪失	10	−
不安定	5	−

５事業実施のポイント　～生活困窮者の居場所づくり～

○生活困窮者に気軽に来訪してもらえ、相互にふれ合える交流スペースとしてサロンを事務所に併設し、相談や生活支援・訓練の場として活用していると共に、地域で孤立しがちな生活困窮者の居場所にもなっている。

６取り組んで良かったこと

○居宅を確保し、支援事業の利用を終了した方に対しても必要に応じて電話や訪問などフォローを行うと共に、サロンを引き続き利用してもらうことで、再び生活困窮に陥ることを防いでいる。